

丹波並木道中央公園 管理水準書

令和7年7月

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所

兵庫県まちづくり部公園緑地課

目 次

公園の概要	1
I 管理方針	2
II 維持管理	4
1. 植物管理	4
第1節 樹木管理	4
第2節 芝生管理	10
第3節 草地管理	11
2. 施設管理	11
第1節 日常点検	12
第2節 定期点検	12
第3節 法定点検	13
第4節 水景設備保守	14
第5節 その他施設管理	14
第6節 施設修繕	16
3. 占用施設について	16
4. 清掃	16
第1節 建築物等清掃	16
第2節 園内清掃	17
III 運営管理	19
1. 管理体制	19
2. 安全巡視等	19
3. 利用の指導・運営	19
4. 利用の許可	20
5. 利用の増進および住民参画の取り組み	20
IV 緊急時の対応	26
1. 災害・事故への対応	26
2. 警備	27
3. 損害保険等への加入	27
V その他	29
1. 県への報告	29
2. 県への損害賠償	31
VI 参考	31
1. 指定管理業務以外の業務	31

丹波並木道中央公園 管理水準書

公園の概要

公園名：丹波並木道中央公園（広域公園）

所在地：丹波篠山市西古佐・大山下（300～400mの山地に囲まれた篠山盆地の西外縁部）

開園面積：70.9 ha

概要：丹波並木道中央公園は、「丹波の森構想」に基づく広域レクリエーション、都市と農村の交流及び地域活性化の拠点となる丹波地域初の広域公園である。

「森づくりから森づかいへ」を基本コンセプトに、丹波の森や文化を背景とした住民参画や、棚田を利用した田植え等、地域がホストとなり来園者を迎える多様なプログラムを実施するなど、計画段階から維持管理段階に至るまで、森の魅力と地域の人々が主体となる企画運営を重視した公園である。

また、公園づくりに関わる人たちが目標像を共有し、公園の運営を円滑に進めるために、活動グループや関係機関などが参加する「森の円卓会議」を定期的実施している。

緑豊かな自然や伝統文化など地域の特性や資産を活かしながら、人と自然と文化・産業が調和した地域づくりを目指す日本風景街道の「たんば三街道」の情報発信の拠点としてのみならず、新たに、丹波土木事務所がサイクルツーリズムを推進するために設定したサイクリングモデルルート「兵庫丹波チャレンジ200」の拠点としての役割を担っている公園である。

主要施設：資料編（P.1）参照

利用状況：

年間利用者数：約 26.3 万人 春期（3～5月）、秋期（9～11月）に利用者が多い傾向である。繁忙期で2万9千人／月、閑散期で1万4千人／月

利用者傾向：「散歩、散策」や「子供を遊ばせるため」の利用が多いが、ウォーキングやジョギング等の軽スポーツや健康運動のための利用も見られる。丹波篠山市、三田市、丹波市在住の人の利用が多いが阪神間からの利用者も全体の4割を超えている。

I 管理方針

1. 施設管理方針

園地や植物の管理については、管理水準書を基に、施設の特性を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行う。

施設や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔を保ち、また、機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行う。

丹波地域では、丹波全域を丹波の森と位置づけ、人と自然と文化の調和を目指した「丹波の森構想」を策定しており、公園内での資源・収穫物を丹波地域の自然や歴史、文化を活かしながら循環させていくため、プログラムやイベントと組み合わせた公園管理を行う等、これを推進する。また、園内歩行者等との事故防止等の安全対策を適切に行う。

2. 運営管理方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れ、すべての利用者に対して、公正な態度で運営を行う。

運営管理にあたっては、災害時の利用者の安全確保など、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも重点的に取り組む。

利用の活性化及び企業や住民の参画を推進するため、園内の資源等を活かした利用プログラムの企画・開催や、利用者からの企画・提案に柔軟かつ積極的に取り組む。

また、運営への住民の参画と協働を目指したプログラムを実施しており、公園イベントの一部を住民団体が担っている。これらを継続させるとともに発展させるため、コーディネーターの配置に努め、県民の参画と協働の裾野を広げる取り組みを行い、また活動者を支援・育成するプログラムやセミナー等を実施し、県民参画型プログラムの充実を図る。

3. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」

県は、平成28年(2016年)6月に策定した「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画」に基づき、県立都市公園の管理運営等を行うこととしている。

指定管理者は、この基本計画を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」は兵庫県のホームページを参照すること。

HP アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan2016.html>

〈兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画〉

<p>I 活力あふれる地域づくりに資する公園</p>	<p>①地域の活性化をもたらす公園づくり ②地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり ③元気で健康的な生活に資する公園づくり</p>
<p>II 子育てに資する公園</p>	<p>④子育て世代を支援する公園づくり ⑤子どもを育む公園づくり ⑥3世代が楽しめる公園づくり</p>
<p>III 環境との共生に資する公園</p>	<p>⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり ⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用</p>
<p>IV 安全安心な地域づくりに資する公園</p>	<p>⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用 ⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり ⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり</p>
<p>V 持続可能なパークマネジメントの推進</p>	<p>⑫効率的な老朽化対策の計画的な推進 ⑬社会変化を踏まえたリノベーション等の推進 ⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進 ⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫 ⑯県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫 ⑰効果的な広報の推進 ⑱公園づくりの評価等の推進</p>

4. 「兵庫県立都市公園リノベーション計画」

指定管理者は、「兵庫県立都市公園リノベーション計画」(R3.3)を踏まえた整備・管理運営を行うこと。

HP アドレス : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk19/documents/daijes>

5. 「県立都市公園のあり方検討会」

令和4年度に上記部会を開催し、自然環境保全のあり方や園内の樹木伐採等を実施する際のルール、公園の活性化の方策や施設整備改修の際のルールを定めた。また、「県立都市公園のあり方検討会」提言を踏まえて、公園の整備・管理運営を進めることとしている。指定管理者は、これらの方針やルールに則り、業務を実施すること。

県立都市公園のあり方検討会 HP : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/04arikata.html>

丹波並木道中央公園 HP : <https://namikimichi-park.com/>

Ⅱ 維持管理

以下、管理頻度については標準値を示す。

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行う。

また、山頂展望テラス付近においてはビューポイントを維持するために、伐採作業を行う。

1.1 管理対象範囲

公園全体の樹木を対象とし、資料編「樹林管理図」及び「樹木総括表」を参照すること。

1.3 樹林管理

公園の大部分を占める自然樹林については、必要に応じた苗木補植（現地採取）や、適宜、清掃を行うこととし、樹林に応じた管理を行うこととする。

(1)適用範囲：下表の通り

区分	面積	現状	管理方針
生産林ゾーン	101,100 m ²	スギ・ヒノキ林	間伐によりスギまたはヒノキを用材林として育成する。
景観林ゾーン	18,000 m ²	スギ・ヒノキ林	間伐により、広葉樹の育成を行う。
活動林ゾーン	181,000 m ²	スギ・ヒノキ林	間伐及び下刈を行い、林内に入りやすいよう整備する。
花木林ゾーン	13,100 m ²	スギ・ヒノキ林	間伐で林床を明るくし、ツツジの咲くスギまたはヒノキ林に転換する。
	147,500 m ²	コナラ林	間伐で林床を明るくし、ツツジの咲くコナラ林を維持する。
利用ゾーン	35,000 m ² (芝生地のみ)	芝生広場・ 棚田・法面	利用状況に応じた適切な樹木管理を行う。
施設ゾーン	—	人工構造物遊具及 びその周辺広場	施設の機能維持を優先した樹木管理を行う。
植樹ゾーン	21,000 m ²	企業による活動林	企業が植樹から維持管理まで行っているゾーンであり、樹林管理は企業で行う。

(2) 頻 度：P6～P8 管理内容参照

(3) 樹林管理における留意事項

現況植生	管理目標	留意事項
スギ・ヒノキ林	生産林ゾーン（スギ・ヒノキの育成）	良質な木材生産材もあり、搬出作業道も確保されているので、生産林として育成間伐を行う。
	景観林ゾーン（広葉樹林に転換）	自生している広葉樹を育成するために、ヒノキの間伐を行う。
	活動林ゾーン（人が立ち入れる混成林へ転換）	林内に立ち入り活動ができるよう、間伐、枝打ち、下刈りを行う。
	花木林ゾーン（ツツジの開花するスギ・ヒノキ林に育成）	ヤマツツジが多く自生しているため、育成する。将来は、ヒノキとヤマツツジの混生林とする。
コナラ林	花木林ゾーン（ツツジの開花するコナラ林に育成）	スギ、ヒノキおよび常緑樹の思い切った間伐を行い、落葉樹林に育成する。
企業による活動林	植樹ゾーン	企業が継続して活動が行えるよう、運営方法等について検討すること。

現況植生	スギ・ヒノキ林
管理目標	生産林管理(スギ・ヒノキの育成)

■良質な木材生産材もあり、搬出作業道も確保されているので、生産林として育成間伐を行う。



■整備後の目標像
間伐によりスギまたはヒノキを用材林として育成する

■管理内容		
1. 高木の管理(1年に1度程度)		
(保存木)	■ヒノキ、スギ	・樹高の伸長に合わせて、適当な立木密度まで間伐を行う。(10年間で500本/㍏程度) ・ヒノキでは形状の良いもの、生長の良いものを優先的に残す。
(伐採木)	■ヒノキまたはスギ	・伐採材は搬出し、指定地に集積する。
2. 低木の管理(1年に1度程度)		
(保存木)	なし	-
(伐採木)	-	・不要自生木の除伐を行う。 ・伐採材は指定地に丁寧に集積する。
3. 下草の管理		
・ササなどの下草刈りを行う。 ・刈草は林内に丁寧に集積する。		

現況植生	スギ・ヒノキ林
管理目標	景観林管理(広葉樹林に転換)

■自生している広葉樹を育成するために、ヒノキの間伐を行う



■整備後の目標像
間伐により、広葉樹の育成を行う

■管理内容		
1. 高木の管理(1年に1度程度)		
(保存木)	■ヒノキ、スギ ■広葉樹	・樹冠が広がり林床が暗くなった場合、広葉樹の生育に適するように林床照度が20~30%程度になるまで間伐を行う。
(伐採木)	■ヒノキまたはスギ	・伐採材は搬出し、指定地に集積する。
2. 低木の管理(1年に1度程度)		
(保存木)	■落葉広葉樹	・将来、林冠を構成する落葉広葉樹を保存木とする。 ・コバノミツバツツジやクロモジなど有用な低木も保存木とする。
(伐採木)	■常緑広葉樹を中心	・上記以外の落葉樹、および常緑広葉樹の2/3程度を除伐する。 ・伐採材は指定地に丁寧に集積する。
3. 下草の管理		
・ササなどの下草刈りを行う。 ・刈草は林内に丁寧に集積する。		

現況植生	スギ・ヒノキ林
管理目標	活動林管理(人が立ち入れる混生林へ転換)

■林内に立ち入り活動が出来るよう、間伐、枝打ち、下刈りを行う。



■植生の現状
スギまたはヒノキの一斉林
密度が高いため立ち入りに

■整備後の目標像
間伐及び下刈りを行い、林内に入りやすいよう整備する

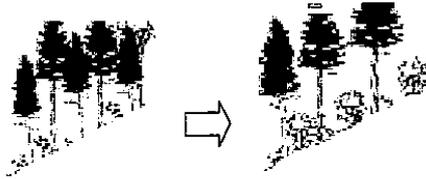
■管理内容

1. 高木の管理(1年に1度程度)		
(保存木)	■ヒノキ、スギ ■広葉樹	・樹高が伸長し過密になった場合には間伐を行う。 ・伐採材は搬出し、指定地に集積する。
(伐採木)	■ヒノキまたはスギ	
2. 低木の管理(1年に1度程度)		
(保存木)	■なし	-
(伐採木)	■すべて	・伐採材は指定地に丁寧に集積する。
3. 下草の管理(1年に1度程度)		
・林内活動の妨げにならないよう下草刈を行う ・刈草は林内に丁寧に集積する。		

現況植生	スギ・ヒノキ林
管理目標	花木林管理(ツツジの開花するスギ・ヒノキ林に育成)

■ヤマツツジが多く自生しているため、育成する

■将来は、ヒノキとヤマツツジの混生林とする



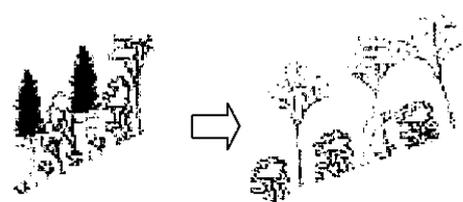
■整備後の目標像
間伐で林床を明るくし、ツツジの咲くスギまたはヒノキ林に転換する

■管理内容

1. 高木の管理(1年に1度程度)		
(保存木)	■ヒノキ、スギ ■広葉樹	・樹冠が広がり林床が暗くなった場合、ツツジの開花に適するように林床照度が30~40%程度になるまで間伐を行う。 ・伐採材は搬出し、指定地に集積する。
(伐採木)	■ヒノキまたはスギ	
2. 低木の管理(1年に1度程度)		
(保存木)	■落葉広葉樹	・ツツジ類を中心に残す。 ・徒長したツツジは1m~1.5m程度の高さに切戻す。
(伐採木)	■常緑広葉樹を中心	・常緑広葉樹の2/3程度を伐採、落葉樹は半数程度に間引く。 ・伐採材は指定地に丁寧に集積する。
3. 下草の管理		
・ササなどの下草刈りを行う。 ・刈草は林内に丁寧に集積する。		

現況植生	コナラ林
管理目標	花木林管理(ツツジの開花するコナラ林に育成)

■スギ、ヒノキおよび常緑樹の思い切った間伐を行い、落葉樹林に育成する



■管理内容

1. 高木の管理(1~2年に1度程度)		
(保存木)	■広葉樹	<ul style="list-style-type: none"> ・樹冠が広がり林床が暗くなった場合、ツツジの開花に適するように林床照度が30~40%程度になるまで間伐を行う。 ・伐採材は搬出し、指定地に集積する。
(伐採木)	■常緑樹	
2. 低木の管理(1~2年に1度程度)		
(保存木)	■落葉広葉樹	<ul style="list-style-type: none"> ・コバノミツバツツジやクロモジなど有用な低木を残す。 ・徒長したツツジは1m程度の高さに切戻す。
(伐採木)	■常緑広葉樹、落葉広葉樹	
<ul style="list-style-type: none"> ・常緑広葉樹の2/3程度を伐採。落葉樹は半数程度に間引く。 ・伐採材は指定地に丁寧に集積する。 		
3. 下草の管理		
<ul style="list-style-type: none"> ・ササなどの下草刈りを行う。 ・刈草は林内に丁寧に集積する。 		

1.4 高木剪定

高木剪定は自然樹形を活かす事を基本とし、樹木の健全な生育、園内景観及び利用者の安全上、剪定が必要なもののみについて行うこととする。

(1) 適用範囲：1,000本

(2) 頻度：適宜

(3) 高木剪定等における留意事項

- ① 園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検をおこない、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。
- ② 道路等、公園内及び周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等に示される建築限界を侵さないよう剪定等の管理を行う。また周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。
- ③ 隣接民地についても、上記と同様に樹木剪定を行う。
- ④ 上記①~③の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。
- ⑤ 剪定枝は、チップ化利用など適切に処分する。

1.5 中低木剪定

中低木の植樹目的に応じ管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。

また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。

- (1) 適用範囲：2,200 m² (7,200 本)
- (2) 頻 度：適宜
- (3) 中低木剪定等における留意事項
 - ① 樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。また、園路沿い等、園内景観の形成において、重要な部分については特に留意する。
 - ② 機械刈を行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えるとともに鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。
 - ③ 刈取った枝葉はチップ化利用など適切に処分する。

1.6 施 肥

高木であればその育成に必要な養分の補給となる元肥、中低木及び花木においては樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のための追肥を適宜施す。

- (1) 適用範囲：2,200 m² (高木・中低木)
- (2) 頻 度：適宜
- (3) 施肥実施における留意事項
樹木の特性に応じ、適切な方法、時期、肥料の種類により施肥を行うこと。

1.6 病虫害防除

日常の巡視において病虫害の早期発見に努め農薬の使用は極力控える。病虫害の発生場所、発生規模によりスポット的な散布等により早急に対応する。

また、クビアカツヤカミキリの発生を確認した場合は丹波土木事務所（以下、「県担当部署」という。）と協議の上、必要な措置を講じること。

- (1) 適用範囲：150 本（サクラ等）
- (2) 頻 度：発生状況により適宜行う。
- (3) 実施時期：4月～10月
- (4) 薬剤散布に関する留意事項
 - ① 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。

- ②薬剤の種類は、病虫害の種類・状況に応じて決定する。
- ③事前に来園者及び周辺等にあらかじめ広報を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業後は看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。
- ④散布に際しては、周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。

1.8 枯損木処理

頻 度：適宜

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行い、処理状況については、県担当部署に報告する。

第2節 芝生管理

利用状況、設置目的を勘案し、芝刈り、施肥、エアレーション、目土等の作業を適切に行い管理する。

2.1 適用範囲

- (1) 適用範囲：芝地管理図（資料編 P.8）参照
芝生広場、こもれび広場等：35,000 m²

(2) 頻度：

- ① 芝刈り : 適宜
- ② 芝施肥 : 適宜
- ③ エアレーション : 適宜
- ④ 目土掛け : 適宜
- ⑤ ブラッシング : 適宜
- ⑥ 除草 : 適宜
- ⑦ 灌水 : 適宜

2.2 管理内容

それぞれの芝生地の整備目的及び利用状況を勘案し、芝生の管理目標を定め、状況に応じた管理を行う。

	対象エリア	想定される利用	管理目標
1	芝生広場	軽スポーツや子供の遊びに利用される。	利用頻度に応じた芝生管理を行い快適な状態を保つ。

2.3 芝生管理における留意事項

- ① 芝刈り作業を行なう際は、十分に安全確保を行う。
- ② 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。
- ③ 施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮する。
- ④ 芝カス、エアレーションコアなどは快適な公園利用に支障を及ぼさないように適切に処分する。
- ⑤ 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。必要に応じてふるい分けしたものを使用する。

第3節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。

3.1 草刈り

- (1) 適用範囲：草地・抜根除草管理図（資料編 P. 8, 9）参照

園路周辺 : 20,000 m² 機械除草

法面 : 48,000 m² 機械除草

園路、管理棟周辺植込 : 13,000 m² 抜根除草

- (2) 頻度 :

園路周辺 : 適宜

法面 : 適宜

園路、管理棟周辺植込 : 適宜

3.2 草刈を行ううえでの留意事項

- ① 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- ② 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。又それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- ③ 刈草は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように常時良好な状態を維持すること。このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては、具体的な「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行う。

第1節 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として、目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

1.1 対象範囲（別紙、資料編の図面等参照）

- (1) 建築物（公園管理棟、森林活動センター、茅葺民家、トイレ4棟、倉庫、灰屋、かぐや、サイクルステーション）
- (2) 工作物（休憩所(あずまや)、展望テラス、ベンチ、遊具、柵類、案内板等、公園全域の工作物、動く恐竜模型、日陰シェルター・ベンチ（整備予定））
- (3) 雨水排水設備（井戸ポンプ、中水槽等、公園全域の雨水排水施設）
- (4) 汚水排水設備（マンホールポンプ等、公園全域の汚水排水施設）
- (5) 給水設備（上水槽等、公園全域の給水設備施設）
- (6) 電気設備（照明灯、キュービクル（受変電施設）等、公園全域の電気設備施設）
- (7) 放送設備（スピーカー等、公園全域の放送施設）

1.2 頻 度 1回／日以上

（遊具は少なくとも1週間毎に打診・聴診等の点検も併せて行うこと）

1.3 留意事項

- (1) 遊具については、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準じて行うこと
- (2) ガス漏れ等の異常を発見した時は、直ちにガス供給者に連絡し、適切な処置を行うこと
- (3) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (4) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと

2.1 対象範囲（別紙、資料編の図面等参照（整備予定の施設の位置は未記載））

- (1) 建築物（公園管理棟、森林活動センター、茅葺民家、トイレ4棟、倉庫、灰屋、かぐや、サイクルステーション）
- (2) 樹木
- (3) 工作物（休憩所(あずまや)、展望テラス、ベンチ、遊具、柵類、案内板等、公

園全域の工作物、動く恐竜模型、日陰シェルター・ベンチ（整備予定）

- (4) 雨水排水設備（井戸ポンプ、中水槽等、公園全域の雨水排水施設）
- (5) 汚水排水設備（マンホールポンプ等、公園全域の汚水排水施設）
- (6) 給水設備（上水槽等、公園全域の給水設備施設）
- (7) 電気設備（照明灯、キュービクル（受変電施設）等、公園全域の電気設備施設）
- (8) 放送設備（スピーカー等、公園全域の放送施設）

2.2 頻 度 2回/年（ただし、雨水排水設備、給水設備は、1回/年）

2.3 留意事項

- (1) 遊具については、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会に準じて行うこと。
- (2) 樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年9月国土交通省）」に準じて行うこと。
- (3) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (4) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令：

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) ボイラー及び圧力容器安全規則
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (8) 電波法
- (9) その他上記に記載のない各法令

3.2 頻 度 各法令等に基づく頻度

3.3 留意事項

- (1) 電気事業法第43条第1項に定める指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること

- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を常時監視すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第4節 水景設備保守

水景制御盤、制御装置、ポンプ等各機器及び浄化装置の点検を適切に実施し、良好な状態を保つとともに、故障等については適切に対処すること

第5節 その他施設管理

5.1 棚田・あおぞら広場

(1) 棚田

公園内の棚田においては、丹波のサト風景の再生を行うために県民参画プログラムにより、赤米をはじめとした丹波地域特産品の栽培を実施しているが、指定管理者は、これらの企画・調整・運営・広報等を積極的に継続するとともに、整地、草刈、水施設の管理などの維持管理を適切に実施すること。なお、企画・調整・運営・広報等については「Ⅲ運営管理 5. 利用の増進および住民参画の取り組み」を参照すること。

- ① 適用範囲： 棚田 2,200 m²
- ② 頻 度： 適宜

(2) あおぞら広場

公園内のあおぞら広場（棚田風）については、景観に配慮し、菜の花・コスモス等の種子を蒔き、花畑等の維持管理を実施すること。それらの実施にあたっては、県民参画プログラムによる企画・運営に積極的に取り組み、調整や広報等にも配慮すること。なお、企画・調整・運営・広報等については「Ⅲ運営管理 5. 利用の増進および住民参画の取り組み」を参照すること。

- ① 適用範囲： あおぞら広場 2,500 m²
- ② 頻 度： 播種 2回/年、その他の維持管理は適宜。

5.2 緑化舗装

公園内の駐車場（第1駐車場増設部を除く）及び園路舗装の一部（概ね縦断勾配4%以下）については、緑化舗装を実施している。

駐車場は区画内と通路で構成が分かれており、区画内については、緑化ブロックを用いたものと樹脂製芝生保護材を用いたものの2タイプ、通路については、開粒度自然色アスファルト舗装の空隙に種子を播いたものである。園路舗装の一部については、駐車場通路と同様の仕様である。

- (1) 適用範囲：駐車場区画 777 m²
 駐車場通路・園路等 4,500 m²
- (2) 頻 度 ：適宜
- (3) 方法及び留意事項：景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、以下の点に留意し管理すること。

① 駐車場区画

区画内の草丈が来園者に不快感を与える恐れや歩行に支障が出る恐れがある場合は、適宜草刈を行う。

② 駐車場通路及び園路舗装

この緑化舗装は、舗装全面の恒久的緑化を期待するものではなく、路面から草が生えている畦道のイメージをつくること大きな目的である。歩行頻度が高い箇所については路面が露出し、頻度の低いところは路面に草本類が残ることを期待している。

特に植栽地から舗装端部への草本類の侵入は、この緑化舗装の目的の一つであり、園路端部の草刈を実施する場合は、この目的を踏まえ植栽地とあわせてなじみよく行うこと。

なお、通路及び園路の草丈が来園者に不快感を与える恐れや歩行に支障が出る恐れがある場合は、適宜草刈を行う。

5.3 森の聖域ゾーン

このエリアは希少植物の生育環境を保全するため、また公園利用者の安全性を確保するため、原則として、公園利用者の自由な立入りは禁止する。また、住民参画による森林管理作業や自然観察等を実施する場合は、指定管理者が許可を行うものとする。

このエリアの環境を活かした自然観察イベント等を企画する場合、調整・運営・広報等については、指定管理者が実施すること。なお、企画・調整・運営・広報等については「Ⅲ運営管理 5. 利用の増進および住民参画の取り組み」を参照すること。

- (1) 適用範囲：活動広場 12,000 m²
 園路 830m
- (2) 頻 度 ：状況を見て適宜（住民参画による効率的な管理）
- (3) 方法及び留意事項：当エリアで見られる希少植物の観察会等、エリアの特徴を活かしたイベント等を森の円卓会議と協力しながら、企画・運営すること。また、イベント等の実施前には、利用範囲を中心として、下草刈り、倒木処理等を行い、参加者の安全確保に努めること。

第6節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕※1を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修※2が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保する。指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、募集要項に示す「責任分担表」の通りとする。なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」とする。

※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理の範囲を超える修繕とする。

3. 占用施設について

占用施設は公園台帳により確認の上、管理区分を把握する。

占用施設は占用者が管理を行う。指定管理者が占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、占用者及び丹波土木事務所担当部署に連絡する。

4. 清掃

第1節 建築物等清掃

1.1 公園管理棟、森林活動センター、茅葺民家、サイクルステーション

(1) 頻度：日常清掃 1回/日 定期清掃 2回/年

(2) 内容：利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の日常清掃及び、ワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行う。

1.2 トイレ

(1) 頻度：日常清掃 1回/日以上

(2) 内容：利用者に不快感を与えないよう汚物の処理、洗剤を使つての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレトペーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また定期的に施設の消毒を実施する。

1.3 工作物清掃

(1) 頻度：適宜

(2) 方法：工作物の掃き掃除及び、周辺のゴミ拾いを実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行なう。また定期的に、展望テラスや照明器具周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持する。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

- (1) 適用範囲：公園全域（下表の施設を中心に清掃を行うこと）清掃区域図参照
面積：

園路	19,400 m ²	駐車場	3,100 m ²	臨時駐車場	3,300 m ²
お花見広場	1,900 m ²	朝市広場	1,200 m ²	活動広場	8,300 m ²
芝生広場	4,200 m ²	森の広場	9,400 m ²	ガレ場	1,000 m ²

- (2) 頻 度：適宜

- (3) 方 法：

① 園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。丹波土木事務所担当部署の指導がある場合は、これに従うこと。

なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。

② ゴミ処分

関連法令等を遵守し、事業所一般廃棄物として処分すること。

2.2 水景施設清掃

- (1) 適用範囲：小川 200 m²

- (2) 頻 度：適宜

- (3) 方 法：小川内の土砂・落葉・雑草の除去など、利用状況に応じた清掃を行い、良好な状態を維持すること。

2.3 雨水排水施設清掃

- (1) 適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所

- (2) 頻 度：適宜、梅雨前、台風時期

- (3) 方 法：排水機能に支障が無いか点検し、必要に応じて泥上げ等の作業を行う。

2.4 調整池清掃

- (1) 適用範囲：田漬池 5,000 m²
調整池 4,500 m²
溜池 400 m²

- (2) 頻度： 適宜
- (3) 方法： ゴミよけのスクリーンや余水吐等を点検し、必要に応じて清掃するとともに、定期的に泥あげを行う。また、水面に浮かんだゴミ等、美観を損ねるものや危険物については発見次第、直ちに取り除く。

Ⅲ 運営管理

1. 管理体制

1.1 職員の待機

指定管理者が毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める開園日・期間中は、緊急時等の連絡調整に必要な人員として最低1名を管理事務所に待機させ、常時連絡が取れる体制にしておくこと。

2. 安全巡視等

2.1 パトロール及び交通整理

(1) 適用範囲：公園全域

(2) 方法：安全で快適な公園利用ができるように日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修に努め、措置を講じるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

他の利用者に対して、公園の利用を妨げるなど、著しい迷惑となる行為が行われていないか注意しながらパトロールを行う。実施にあたっては、巡視ルートなどを設定した実施計画を策定し、それに基づいて実施します。

なお、園内の急斜地等について、特に雨天・荒天後は落石や崩壊がないかなどに注意して巡視を行う。状況に応じ、必要があれば適切な措置を行うとともに、県に報告すること。

イベント等開催時には、警備・交通整理等を必要に応じ行うこと。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事件関係者の把握に努める。状況に応じ救護の必要があれば応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、丹波土木事務所担当部署に報告すること。

また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えなければならない。

AEDを2ヶ所に設置し、救急対応に努めること。

3. 利用の指導・運営

3.1 施設利用方法の指導

建物および公園内工作物の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

3.2 施設の運営

兵庫県立都市公園条例及び兵庫県立都市公園条例施行規則に基づき、指定管理者が適切に運営を行う。

4. 利用の許可

4.1 占用の許可及び行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、兵庫県立都市公園条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行う。

5. 利用の増進および住民参画の取り組み

5.1 本公園における管理運営の目標像

(1) 森林の新たな保全・再生モデルの実現

近年荒廃の進む森林を、「生産」を目的とした森林から、人工林再生のモデルとして、「活動（学習や遊び）」「景観」「花木（林内の花を生かす）」を目的とした森林へと育成する取り組みを通し、持続可能な森の保全・再生・活用を図る。

(2) 公園資源の循環による運営管理手法の実現

公園のゼロエミッションを目指し、公園内での資源・収穫物（棚田での収穫物、木の実、山野草、伐採木、草など）を丹波地域の自然や歴史、生活・文化を生かしながら、循環させていく仕組みづくりに取り組む。

(3) 公園での取り組みの発信

本公園での取り組みの発信は、丹波地域全体にひろがることで、丹波の自然環境や歴史、人々の暮らし、なりわいなどの新しい関係づくりへとつなげ、ふるさと丹波の風土づくりに寄与することや、丹波の魅力をもって都市と農村の交流を目指すことを目的として実施する。

(4) 新たな魅力の創出

公園のさらなる利用促進、丹波地域の活性化を目指し、県施策の取り組みに協力し、新たな公園の魅力を発掘する。

5.2 県民参画型組織「森の円卓会議」について

(1) 設置目的

・県民の主体的な参画により、本公園の目標像を実現するため、「公園づくり※」に参画の意志を持つ者が一堂に会し、運営方法を協議・調整する場として「森の円卓会議」は設置されており、開園以降も継続すること。そのため、指定管理者でも以下のことを実践し、引き続き運営すること。

①本公園の「目標像」を理解し、共有すること。

②公園づくりに関連する情報や取り組み内容を共有し、それぞれの活動に生かすこと。

※「公園づくり」とは、公園をつくり育てること。公園の利用・運営・維持管理に関わることを意味している。

(2) 組織

① 会議の構成員について

- ・構成員は、兵庫県、指定管理者、運営に協力するグループや個人、公園に係る行政・機関等とする。
- ・構成員の選定にあたっては、事前に県と協議・調整を行うこと。
- ・必要に応じ公募により構成員を選出することができる。
- ・公園内で活動を行うまたは活動を希望するグループや団体については、任意の代表者が構成員となることができる。
- ・会長を置くことができる。

② 設置主体

指定管理者が主体的に設置し、企画・運営・連絡調整等のコーディネートを行うこと。

(3) 役割

- ・「公園づくり」に関する公園管理者及び指定管理者への提案、助言。
- ・「公園づくり」に関する企画及びプログラムについての提案、助言、承認。

(4) 開催頻度

- ・年2回以上開催すること。
- ・日程調整は、指定管理者（事務局）が行うこと。
- ・この会議の運営にかかる費用は指定管理者（事務局）が負担すること。

(5) その他

- ・指定管理者は、当該会議に参加しているメンバーの意識向上が図られる企画や運営方法も併せて検討すること

5.3 利用促進事業

指定管理者は、公園に対する県民のニーズを的確に把握したうえで、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資する利用促進事業（指定管理業務の一環で行う、参画と協働又は、利用を促すプログラム・イベントであって、支出が収入を上回る事業）を積極的に実施すること。

指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受け入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。

5.4 公園利用を促すイベント等の企画及び実施

- ・指定管理者は、園内の資源等を活かした利用プログラムを積極的に企画・開催し、利用の活性化を図ること。(新規整備予定の施設、工作物・機械を含む)
- ・また、円卓会議や地域からの企画・提案によるイベントに対しても柔軟かつ積極的に対応し協力すること。
- ・本公園運営のコンセプトに基づき、以下に示す4つの事業を核とするとともに、積極的な企画運営を実施すること。

(1) 地域活性化事業

① 基本事業

- ・「森の円卓会議」に属する活動グループと協力して以下のプログラムを企画・調整・実施すること。
 - 1) 公園コンセプトを踏まえ、県民参画プログラムやイベント実施時には、必要に応じ、朝市や飲食提供等（以降「朝市等」と言う）のイベントを併せて実施すること。なお、朝市等のイベントの単独開催を妨げるものではない。
 - 2) 茅葺民家、朝市広場、森林活動センター、サイクルステーションを活用し、地域活性化の観点から講座、セミナー、各種プログラムを実施すること。
 - 3) 丹波地域の公共施設、観光施設等と連携して、旬な味覚、祭り、名所、地域の歴史文化等の各種地域情報を発信するとともに、一時立ち寄りの休憩所や案内所のような利用にも対応すること。

② 利用促進事業及び収益事業の提案

指定管理者は、公園に対する県民のニーズを的確に把握したうえで、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資する利用促進事業（指定管理業務の一環で行う、参画と協働または、利用を促すプログラム・イベントであって、支出が収入を上回る事業）を積極的に実施すること。

③ 収益事業

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（利用促進事業に該当しない都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で定められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う事業）を行うことができる。

必要に応じ公園オリジナルグッズ、飲食、商品開発等の企画・運営・実施の提案を期待する。

(2) 森林活動センター事業

① 基本事業

- ・「森の円卓会議」に属する活動グループと協力して以下のプログラムを企

画・調整・実施すること。

- 1) 間伐材を活用した木工講座を実施すること。
- 2) 森林の維持管理（間伐材の活用を含む）と係わる各種体験イベントを企画・実施すること。
- 3) 森林の維持管理で発生する各種発生材を園内維持管理に利用すること。
- 4) 園内に使用するベンチ、小規模な案内板等の製作は、本施設により行うこと。
- 5) 県が求めた場合は、発生材を提供すること。

②利用促進事業及び収益事業の提案

- ・間伐材を活用した商品開発、加工サービス等の企画・運営・実施の提案を期待する。
- ・今後、間伐材を利用した製材が大量に生産されてくるため、その製材が円滑に利活用できる多様な提案を求める。

(3) 環境学習事業

① 基本事業

- ・「森の円卓会議」に属する活動グループと協力するとともに、県の環境学習政策・事業と連携して、以下のプログラムを企画・調整・実施すること。
 - 1) パンフレット、テキスト等を作成して本公園の環境学習の場としての魅力をPRすること。
 - 2) 県の各種環境学習事業を積極的に誘致すること。
 - 3) トライやるウィーク、トライしよう DAY 等の県・市教育委員会の事業を積極的に誘致すること。
 - 4) 近隣の小学校等の環境学習活動に対し積極的に協力すること。
 - 5) 本公園及び周辺の詳細な環境の情報収集に努めること。
 - 6) 上記を踏まえた環境学習プログラムを作成すること。
 - 7) 環境学習講座、セミナー等を実施すること。
 - 8) 県が実施する各種イベント・フォーラム等に協力すること。

②利用促進事業及び収益事業の提案

- ・その他、環境学習に関する各種事業の提案を期待する。

(4) 交流事業

① 基本事業

- ・来園者と地域の人々の交流が生まれるよう、「森の円卓会議」に属する活動グループと協力または地域の活動イベントを誘致し、以下のプログラムを企画・調整・実施すること

- 1) 公園の PR、来園者と地域の交流を促進することを目的として、収穫祭等の公園フェスティバルを実施すること。
 - 2) 丹波地域で活動グループが企画運営する各種のプログラム・イベントを誘致・運営サポートを実施すること。(例 シューベルティアアードたんばが主催するたんなん街角コンサートなど)
- ②利用促進事業及び収益事業の提案
- ・その他、来園者と地域の人々が交流可能な各種事業の提案を期待する。

5.5 広報活動

(1) 内 容

- ① 公園運営のコンセプト、社会的意義を広く知らせること。
- ② 公園の存在、内容を知らせること。
- ③ 自主事業だけでなく地元市民等による持ち込みイベント等、公園で行われる催しを知らせること。
- ④ 休園日・利用時間・利用方法を知らせること。
- ⑤ 有料施設の案内・宣伝すること。(現在有料施設は無い。)
- ⑥ 丹波観光の玄関口、「たんば三街道」の拠点として丹波の情報収集・情報発信を行うこと。

(2) 方 法

方 法：パンフレット、ホームページ、イベント、新聞、情報誌等

- ①パンフレット等を積極的に設置、配布し、利活用を促進すること。
- ②ホームページや SNS 等を活用して公園やイベントを PR し、利便性の向上に努めること。
- ③上記内容について具体的な目標値を自ら設定し、その達成に努めること。
(例：SNS アカウントのフォロワー数を〇〇以上に増やす、パンフレットを年〇〇部以上配布する等)

(3) 連 携

- ① 丹波地域のお施設のパフレットをできる限り収集し、園内の来園者が目につくところに置くこと。
- ② ホームページは地域のポータルサイトを目指し、丹波地域内の各施設とのリンクを積極的に進めること。
- ③上記内容について具体的な目標値を自ら設定し、その達成に努めること。
(例：SNS アカウントのフォロワー数を〇〇以上に増やす、パンフレットを年〇〇部以上配布する等)

5.6 利用者及び住民の参画

県民が公園に求めるものを的確に把握し、それらに対応して公園の魅力を高める事に努め、県民の参画と協働の機会を増やし、多くの県民に公園と関わってもらうことによって親しみある公園と認識されるように努める。

- (1) 住民参画による公園の管理運営について積極的に取り組むこと。
- (2) 「森の円卓会議」の提案において、指定管理者の権限で実施可能なものについては、積極的に協力すること。

5.7 その他調査・情報収集・協力等

- (1) 指定管理者は、本公園の「目標像」を達成するための公園運営についての自己評価を行うこと。
 - ①「森の円卓会議」の組織から、少なくとも年1回のアンケートを実施すること。
なお、アンケートの手法等については、指定管理者が提案すること。
 - ②来園者の満足度を調査すること。
 - ③公園運営にゆかりの深い第3者（地元・有識者）によるヒアリング調査を実施すること。
 - ④独自にアウトカム指標を設定するなど、評価の調査研究を行うこと。
- (2) 「森の円卓会議」や県民参画プログラム等への参加を通じて、リピーターや丹波地域に根ざした技術や能力をもつ人材を、本公園での公園運営にひきつける努力を行うとともに、顧客リストの作成を行うこと。なお、顧客リストの取り扱いについては、個人情報の保護を行うこと。
- (3) ホームページ等の情報更新は、適切に実施すること。
- (4) 県の各部局・県民局が実施するイベントや事業については、積極的に情報収集を行うとともに、必要に応じ協力すること。

IV 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

1.1 災害への対応

指定管理者は、公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害の未然防止、被災の最小化に努め、災害発生時には適切かつ迅速な対応を行う。

(1) 防災対策マニュアルの策定

指定管理者は、台風、豪雨、地震、火災など緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県担当部署の承認を得て策定し、緊急時においては基本的にこのマニュアルに基づき行動する。

◇ 防災対策マニュアルの内容

防災体制、連絡体制、職員行動計画、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

- ① 県担当部署から発令される指令・指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果を取りまとめ資料を丹波土木事務所担当部署に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、あらかじめ丹波土木事務所担当部署の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を丹波土木事務所担当部署に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

- ① 危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。
- ② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

指定管理者は、事故、急病・けが、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを丹波土木事務所担当部署の承認を得て策定する。

利用形態の変更により、新たな事故対策等が必要となる事項が生じた場合は、その都度マニュアルも加筆修正を行うこと。

- ① 事故対策マニュアルの内容
人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画、事故時の措置など
 - ② 報告
重大な事故（公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者または死者の発生する事故）については、必ず丹波土木事務所担当部署に報告、その他の事故については適宜報告する。
- (2) 事故時の措置
- ① 事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の処置をとらなければならない。
 - ② 事故防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要であると認められるときは、あらかじめ丹波土木事務所担当部署の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
 - ③ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を丹波土木事務所担当部署に直ちに報告しなければならない。

1.3 訓練・予防

- (1) 緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練（がけ崩れ、水防等）、消火訓練、人命救助訓練等を自主的に行うものとする。
- (2) 夜間パトロールの実施やたき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

1.4 その他

- (1) イノシシ等、鳥獣被害への適正な対応に主体的に努めること。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、公園管理事務所の夜間および休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を丹波土木事務所担当部署へ報告する。

3. 損害保険等への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、別途締結する管理協定書の定めにより指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、公園内のイベント開催やボランティア活動の主催者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指

定管理者が必要と判断する場合には、損害保険の加入を義務づけるなどの対応を行うこと。

(内容) 公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき1億円 1事故につき3億円

対物賠償 1事故当たり 500万円

3.2 建物共済への加入

指定管理者は、公園施設について、兵庫県の定める額をもって兵庫県を受取人とする建物共済に加入すること。

V その他

1. 県への報告

1.1 報告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同など現状を県担当部署に報告すること。
- (2) 入園者数および各施設等の利用状況等の報告を行うこと。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、丹波土木事務所担当部署に提出すること。

① 日報

利用状況、維持管理作業等の状況について日報を記録し、丹波土木事務所担当部署の求めに応じ報告できるように整理を行っておくこと。

② 月報

入園者数、有料施設等の利用状況および維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。

③ 年報

上記を月別にまとめたものを報告、提出すること。

④ 日入園者数の把握

入園者数の算出方法については、県担当部署と協議の上決定すること。

⑤ 利用者満足度調査

公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査をすること。また、その結果を自己評価に反映すること。

【年間目標調査数】

- ・公園利用アンケート：合計 200 人以上（通年）
- ・イベントアンケート：合計 200 人以上
(原則 2 回以上：春、秋のイベントで各 1 回以上)
- ・施設アンケート：合計 100 人以上（通年）

※調査対象は特定の属性の利用者、日時に偏りが無いよう努めること。

※利用者満足度調査の結果は、県担当部署が実施する管理運営評価に反映するものとする。

⑦ 苦情、要望等の特別な事項について県担当部署へ報告すること。

⑧ 利用促進事業の内容及び収支について報告すること。

⑨ 収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を県に報告すること。

- ⑩ 「森の円卓会議」議事録（書式は任意）を作成し提出すること。
- ⑪ 県民参画プログラムの実施報告書を提出すること。

※県民参画プログラムの実施報告書作成例

丹波並木道中央公園・プログラム報告書		記入者:	記入日:		
概要	プログラムタイトル	田んぼで三歩PAR2・黒豆収穫編			
	運営グループ名	丹波並木道中央公園ワーキング部会赤米分科会			
	協力	西宮後自治会/西宮後ひまわり会/丹波復活プロジェクト			
	実施日: 天気	2005. 11. 26 (土) : 晴れ			
	期間	2005. 05. 22~			
	時間	0800~1600 (プログラムは1000~1500)			
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ●赤米の餅つき・昼食(赤米と黒豆おにぎり・里芋入り豚汁) ●ワラ細工・ワラジ、しめ縄づくり/指導: 森区長他 ●公園管理課…後の中の取組/案内: 坂本、谷口 ●親子落語会…小唄と落語、南京玉すだれ体験 ※おみやげ ●収穫祭のみの個別参加者…赤米300g ●田んぼの地プログラムにも参加した個別参加者…赤米300g+ポストカード ●年間通し参加者…赤米大人3kg子ども…赤米300g+ポストカード 			
	タイムスケジュール	0800サポーター集合→餅つき、ごはん、ワラ細工・着飾り、ネット準備→0945受付→1000ワラ細工→1040餅つき→1130おにぎりと豚汁→1230公園管理課出発→1400親子落語会→1500終了あいさつ→片づけ			
	対象	設定せず 小学生以下 中学生 高校生 高校生以上 親子 高齢者 その他			
	定員	100名			
参加費(子供=高校以下)	年間通し 大人3,000円 子供500円 個別参加 1,000円 子供300円				
参加費の利用使途	材料代(米の種・など) / 保険代/落語家謝礼				
事前広報	事前申込	有り	なし		
	広報手法	手法	配布・掲載 参加者(人) 広報先詳細		
		チラシ配布	2677+約500 鎌山市内中学校		
		ホームページ	2 摂津市・鎌山市		
実施結果	参加者	参加人数(総計)	42 ※参加費を徴収した人数		
		高校以上・中学生以下	23: 19		
		男: 女	18: 20 ※不明4		
		参加者詳細	鎌山市内21 (住吉台10・西宮佐3・大山2) / 三田10		
	スタッフ	当日スタッフ数	33		
		準備期間等	1日朝、打ち合わせ2回、約10名		
	感想	メンバー	ワーキング部会/事務局/西宮後自治会?		
		参加者の感想(公園の感想・要望)	●全体的に良かった。楽しかったという意見が多かった。子どもたちはワラ細工が楽しかったようだ。アンケート回答率は高かったと喜んでいる。		
		参加者の感想(アンケートより)	●今回の参加者は、農業・食体験、自然体験に熱心のある層が多かった。		
		参加者の感想(アンケートより)	●プログラムの企画や当日のサポーターとして参加したいとする人も多かった。(アンケート回収した人のみ)		
スタッフの課題・反省点		●サポーターからも楽しかったという意見が多かった。●受付がばたついたこと、落語会で子どもがはしゃぎすぎたことが反省点としてあげられている。			
スタッフの課題・反省点(プログラム実施時、その他今後改善すべき事)		(分科会での反省会で意見聴取)			
■赤米収穫物・配布先リスト					
配布先		2005年度		2006年度	
		配布単位	合計数量 (kg)	配布単位	合計数量 (kg)
田んぼで三歩参加者	開発参加者、収穫祭のみの一般参加者	300g	50名×300g 15	なし	
	年間通し参加者(大人のみ)	3kg	8名×3kg 24	約5kg	約60
サポーター	申し込みあり不参加の方	なし		300g	2名×300g 0.6
	赤米サポーター	3kg	25名×3kg 75	300g	約30名×300g 10
寄付	福祉施設(社会福祉協議会を通じて11箇所)	300g	サポーターに含む	産産PJ	約2名×30kg 50
	自治会	西宮後、大山下 各10kg	30	20kg	20
公園関係者	明野、東河内 各2kg	24		300g/世帯	110
	事務局・協議会他メンバー・県市関係者など	300g	約30名×300g 10	300g	約60名×300g 17
イベント用	関係係者、PR先など	300g	約50箇所×300g 15		
	配布小計		193		267.6
		上記の残り	約38	1.5kg/100名	約7.4
		収量合計(おおよその量)	231		270
■袋詰め ※袋詰め合計212kg (+5kg前後)					
仕分先		数量	備考		
300g(ビニール袋)		200袋			
3kg(お米一畝の袋)		24袋	(1袋3.2kg前後)		
1kg(ビニール袋)		30袋			
10kg(米袋)		2袋			
30kg(米袋)		1袋			
残り(米袋)		9kg			

2. 県への損害賠償

2.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

VI 参考

1. 指定管理業務以外の業務

1.1 収益事業

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（利用促進事業に該当しない都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う事業）を行うことができる。

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（利用促進事業に該当しない都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者）